

## 秋田の中小企業振興に関する「地域勉強会」を募集します

### 1 秋田県中小企業振興条例について

県では、平成26年4月施行の「秋田県中小企業振興条例」及び同条例に基づく「秋田を支える中小企業の振興に関する指針」により、県内中小企業の振興に取り組んでいます。

### 2 指針の見直しについて

「秋田を支える中小企業の振興に関する指針」の実施期間（平成26年度～29年度）の最終年度にあたって、指針の見直しを行うにあたり、県内の中小企業者や中小企業支援団体の意見を聴くこととしています。（同条例第17条）

### 3 中小企業の皆様と一緒に考えます

中小企業振興のための各種施策の推進にあたっては、現場の中小企業の皆様との意見交換が重要と考えています。そのため、「秋田県中小企業振興条例」に基づく施策について知っていただくとともに、各地域の中小企業者の皆様と県職員が直接に意見交換を行う「地域勉強会」を県内各地で進めます。

### 4 「地域勉強会」について

各地で実施されている中小企業者の会合などに県職員が参加し、中小企業振興条例に基づく施策や活用事例等を説明するとともに、県の施策についての意見交換を行います。

### 5 「地域勉強会」を募集します

出来るだけ多くの地域の様々な方々と意見交換を行うため、商工団体の既存の各種会合のほか、商店街活性化の検討会、特産品開発の研究会、異業種交流会、若手・女性経営者の会、金融機関・各種組合・市町村の勉強会などで、県職員が参加可能なものを募集します。

- 県職員は産業労働部を中心として2～3名が参加します。
- 膝を交えてリラックスした意見交換ができるよう、なるべく10名以内での実施を希望しています。
- 「地域勉強会」だけが目的でない、既存の定例会等の時間の一部を割り当てる場合でも可能です。
- ご意見を指針の見直し作業に生かすため、なるべく年度前半（4～8月頃）に実施したい考えです。
- 開催日は平日の夜や休日等であってもお受けします。（事前の日程調整により決定）
- 所要時間は1時間30分程度を想定しています。（既存行事内で実施の場合は30分程度でも可）
- 勉強会後の懇親会等にも出来るだけ参加し、交流を深めたい考えです。（会費は職員の自己負担）



## 6 「地域勉強会」の開催イメージ

- (1) 地域の主催者が会を進行
- (2) 条例の趣旨や施策の活用事例等について県職員が説明（時間割当てや業種に合わせて内容調整）
- (3) 参加者による自由な意見交換（経営上の課題や悩み、県や商工団体に対する要望など）

## 7 お申し込み方法

次の開催申込書により、ファクスかメールでお申し込みください。ご不明の点はお電話等でお問い合わせください。

別紙 秋田の中小企業振興に関する「地域勉強会」開催申込書

## 8 お問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業政策課 企画班 まで

住 所 〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1 県庁第2庁舎3階

電 話 018-860-2214

FAX 018-860-3887

メール [sansei@pref.akita.lg.jp](mailto:sansei@pref.akita.lg.jp)

平成 年 月 日

秋田県産業労働部  
産業政策課 企画班 あて  
FAX：018-860-3887

代表者名

秋田の中小企業振興に関する「地域勉強会」開催申込書

会の名称等	
会の目的 (又は趣旨)	
参加人数 及び業種構成等	計 人 ( 商業・サービス業 人 製造業 人 建設業 人 その他 人 )
連絡先	ご氏名 TEL: FAX: E-mail:
行政機関(市町村等) の参加の有無	
開催予定 (複数案記入できます)	日時：平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 場所：

※ファクス、メール等でお送りください。

※1週間以内に返事や連絡がない場合は、お手数ですがお電話やメールによりお問い合わせください。(TEL:018-860-2214/E-mail:[sansei@pref.akita.lg.jp](mailto:sansei@pref.akita.lg.jp))